

令和 8 年熊本地震 住家の緊急修理について

住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの緊急修理を行うことに対する支援です。

○支援対象

屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない方で、市から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。

※罹災証明書の発行よりも早い段階で実施するため、「準半壊以上（相当）」の判断は、被害を受けた方が持参した写真で判断します。

※住家が対象となります。物置、倉庫、車庫等は対象外です。

○修理期間

災害発生の日から 1 0 日以内

※延長される見込みです。延長後の期間は市ホームページ等で周知します。

○支援内容

ブルーシート等の展張などを行う場合の資材費や施工業者への労務費が対象となります。

1世帯当たり上限：56,400円以内

※56,400円を超過した費用については、申請者の自己負担となります。

〈例〉

- ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りの恐れがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）

※ブルーシートは申請者自身でご準備ください。なお、申請者自身が購入した資材の購入費は支援の対象とはなりません。

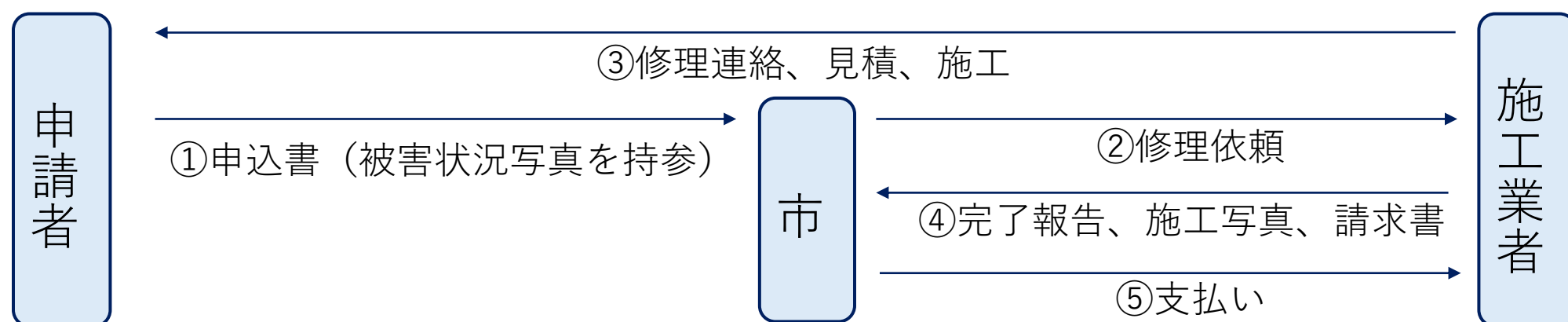
※原則として、施工業者は市が指定します。

○申込方法・支援の流れ

「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書」を福祉課へご提出ください。その際、被害状況が分かる写真をご持参ください。申込書はホームページから取得いただくか、福祉課でお受け取りください。

※支援を受けるには市への申込書の提出が必要となります。業者への発注・施工等を行う前に市への申し込みをお願いします。

※被害状況が分かる写真は、カメラやスマホでお見せいただくことで構いません（プリントアウト不要）。



○注意点

- ・災害に便乗した悪質な修理業者に注意してください。